

## 有害性のリスクアセスメント等:許容濃度等設定物質

## 環境·健康

リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化などを目的とした省令の改正が行われました。リスクアセスメント対象物のうち、濃度基準値が未設定で許容濃度等(日本産業衛生学会の許容濃度、ACGIH の TLV-TWA など)が設定されている物質については、労働衛生上、労働者のばく露を許容濃度等以下とする必要があります。

許容濃度等設定物質のリスクアセスメント等(初期調査、ばく露の程度の把握、 正確なばく露の測定、ばく露低減措置)の例を下記に示しました。

## 許容濃度等設定物質の有害性のリスクアセスメント等の例

リスクアセスメント		備考
初期調査 (情報収集)	<ul><li>・SDS (安全データシート)</li><li>・作業状況、排換気設備の設置状況など</li><li>・ばく露の情報(実測結果、推定結果)</li></ul>	<ul><li>・有害性を特定する</li><li>・ばく露の程度を把握するための情報を収集する</li></ul>
ばく露の程度の 把握	・簡易測定等による実測ばく露濃度 ・類似作業等からの推定ばく露濃度 ・数理モデル(CREATE-SIMPLE等) による推定ばく露濃度	<ul><li>・ばく露の程度を把握する</li><li>・ばく露が許容濃度等の2分の1程度を超える場合は正確なばく露測定を実施する</li></ul>
正確なばく露の測定ばく露低減措置	・個人ばく露測定(呼吸域) *技術上の指針に準拠した測定 ①代替物等の使用 ②発散源を密閉する設備、局所排気装置 全体換気装置の設置・稼働	・ばく露が許容濃度等以下であることを確認する ・①~④の順にばく露低減措置を検討し措置を講じる(※)・呼吸用保護具の使用は、
	③作業方法の改善 ④有効な呼吸用保護具の使用	①~③の措置が不十分な場合の最後の手段である

※労働者のばく露の程度を許容濃度等以下とし、さらに最小限度とすることを含めたばく 露低減措置を検討し措置を講じる。

## kes サポート

課題	kesサポート
ばく露濃度レベルの把握	◇作業環境測定、個人ばく露測定、生物学的モニタリング ◇数理モデル(CREATE-SIMPLE 等)による推定
有害性のリスク低減措置	◇排・換気装置の検査・改善・設置 ◇呼吸用保護具のフィットテスト
化学物質管理の支援	◇作業環境管理専門家、化学物質管理専門家による支援 ◇労働衛生コンサルタント(労働衛生工学)による支援

本社·関西営業所 TEL:077-548-8251 FAX:077-548-8270 中部営業所 TEL:059-271-8200 FAX:059-271-8666